

瀬戸市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 2 5 号

瀬戸市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 2 4 年瀬戸市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(園路及び広場) 第 4 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)から(5)まで <省略> (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 1 1 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	(園路及び広場) 第 4 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)から(5)まで <省略> (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 1 1 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 2 1 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) <省略>

(7) <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。